

業務指示書

アルバニア国廃棄物量削減・3R促進支援プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年5月15日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年5月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなりません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/総合的廃棄物管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：総合的廃棄物管理計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（全途上国での業務の経験）
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 3R 政策推進・実施促進】

- 1) 類似業務の経験：廃棄物の減量化、分別、再利用、再資源化等の導入・実施に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ 全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年5月23日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 4 (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円, US\$1 = 102.82 円, EUR1 = 141.43 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 5月29日(木) 午後

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 本部 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/総合的廃棄物管理
3R 政策推進・実施促進

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

21.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年6月6日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
アルバニア国廃棄物量削減・3R促進支援プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/総合的廃棄物管理	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(7.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 3R 政策推進・実施促進	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 プロジェクトの目的・内容に関する事項

1 プロジェクトの背景

アルバニア国（以下「アルバニア」）は1991年に共産主義体から共和制に移行して以降、社会安定・繁栄と住民生活の向上を目指し、周辺諸国との人的・経済的交流、外資導入・国内産業振興、道路網・電力送配・上下水等のインフラ整備を積極的に進めてきた。近年では都市部への急速な人口流入や消費生活の拡大が加速し、地方自治体が管理を担う廃棄物排出量は年々増加傾向にある。

また、アルバニアは、EU加盟をめざしEU指令に準じた環境政策を進めており、廃棄物管理分野でも同指令に準じ、国家廃棄物戦略を定め、国内廃棄物処分量を2015年までに25%、2016年までに35%、2020年までに55%削減するという目標値を定めている。

こうした状況下、アルバニア国内の廃棄物処理事業（収集運搬・最終処分）は、地方自治体（CommuneやMunicipality）所轄の公共サービス事業として公営企業や民間委託により実施されている。しかし、現状では分別収集等の取り組みが行われておらず、廃棄物量削減数値・率の目標達成が困難な状況にある。

国家廃棄物戦略で定められた目標を達成するため、地域における排出源からの抑制（Reduce）・再利用（Reuse）・資源化（Recycle）からなる3Rを導入した総合的な廃棄物管理による減量対策の実施が急務となっており、当該戦略に対応した廃棄物管理を実施するための政府の施策・実施能力の向上が求められている。

我が国政府は2002年に「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ」を定め、ODAによる環境協力を積極的に行うこととしており、廃棄物管理分野への支援は経済発展を進める国への環境汚染対策協力として重点な分野として位置づけている。また、JICAは開発途上国が同分野にて自立発展的に取り組むための能力向上のため、①適切な環境政策・環境計画作りの支援、②環境問題に対応する体制強化の支援、③環境管理に対処する技術向上支援を行うこととしている。

以上の状況を踏まえ、アルバニアから我が国に対し、3Rの推進に向けた国家廃棄物戦略の方向性を支援するための技術協力が要請され、2014年1月31日にR/Dの署名がなされた。

2 プロジェクトの概要

以下本指示書において、「廃棄物」とは、一般廃棄物を指すこととする。

(1) 上位目標

アルバニア全国の地方自治体において、3Rを導入した持続可能な廃棄物管理(Solid Waste Management 以下 SWM)の枠組みが確立し、全国的なごみ減量の取り組みがなされる。

(2) プロジェクト目標

「国家廃棄物戦略」と「行動計画(アクションプラン)」の実施推進を目指した、環境省(以下 MOE)の3R政策推進及び地方自治体支援能力が強化される。

(3) 期待される成果

- 成果1：MOEにより、全国の地方自治体における廃棄物管理状況と、各自治体の廃棄物管理への3R導入に向けた課題が明らかにされる。
- 成果2：地方自治体の廃棄物管理への3R導入に向けた指針が作成される。
- 成果3：小規模地方自治体（Bushat Commune）の廃棄物管理における3R導入に係るパイロットプロジェクトが実施され、課題が明らかにされる。
- 成果4：中規模地方都市（Lezhe Municipality）の廃棄物管理における3R導入に係るパイロットプロジェクトが実施され、課題が明らかにされる。
- 成果5：大都市（Tirana Municipality）の廃棄物管理における3R導入に係るパイロットプロジェクトが実施され、課題が明らかにされる。
- 成果6：MOEの各地方自治体に対する廃棄物管理分野における支援及び協力関係が強化される。

(4) 活動の概要

【成果1関連】

- 1-1. MOEはコンサルタント及び運輸・建設省（以下、MTI）の協力のもと、全国地方自治体の廃棄物管理の現状に関する既存情報収集と分析を行う。
- 1-2. MOEはコンサルタント及びMTIの協力のもと、廃棄物管理への3R導入に当たっての課題を抽出する。
- 1-3. MOEはコンサルタントの協力のもと、全国地方自治体を対象とした廃棄物管理に関する参加型ワークショップを開催し、全国の自治体当局者の意見や問題意識を把握する。
- 1-4. MOEはコンサルタントの協力のもと、全国地方自治体の廃棄物管理の現状及び3R導入に向けた基本方針をまとめた報告書を作成する。
- 1-5. MOEはコンサルタントの協力のもと、全国地方自治体を対象とした上記報告書のセミナーを行う。
- 1-6. MOEはコンサルタント及びMTIと連携してインターネットにて上記報告書や参加型ワークショップ、セミナーの情報を公開する。

【成果2関連】

- 2-1. MOEはコンサルタントと協働し、上記報告書及び参加型ワークショップの結果を踏まえて、地方自治体の廃棄物管理への3R導入のためのコンサルタントが指導する「3R指針」案の作成に取り組む。
- 2-2. MOEはコンサルタント及びMTIの協力のもと、全国地方自治体及びリサイクル事業者に向けた「3R指針」案についての説明会を開催し、広く意見を求める。
- 2-3. MOEはコンサルタントの協力のもと、説明会での意見を反映して「3R指針」案を改訂する。

- 2-4. MOE は「3R 指針」を最終化し、全国の地方自治体に配布する他、MTI と連携してインターネットで広く公開する。

【成果 3～5 関連】

1. コンサルタントは各対象自治体（Bushat Commune、Lezhe Municipality、Tirana Municipality を想定）と協働して自治体管内の廃棄物管理の現状を調査し、ベースライン（パイロットプロジェクト開始時点のごみ発生量、再利用・再資源化の品目と量、最終埋立処分量、住民意識状況など）を把握（又は推計）する。
2. コンサルタントと MOE は各対象自治体と協働してパイロットプロジェクトの計画・設計を行う（テーマは Bushat Commune で住民意識啓発、Lezhe Municipality で発生源分別、Tirana Municipality で参加型・総合的廃棄物管理の導入（ISWM）を想定）。
3. コンサルタントと各対象自治体は、MOE の協力の下にパイロットプロジェクトを実施し、実施状況のモニタリングを行う。
4. コンサルタントと MOE は各対象自治体と協働してパイロットプロジェクトの結果の評価（ベースラインとの比較を含む）と分析を行う。
5. コンサルタントと MOE は、各対象自治体と協働し、パイロットプロジェクトの報告書を作成する。
6. コンサルタントと MOE および各対象自治体が共催し、住民・関係者向けのパイロットプロジェクト報告会を行う。
7. コンサルタントと MOE および各対象自治体は、パイロットプロジェクトの教訓を「3R 指針」にフィードバックする。

【成果 6 関連】

- 6-1. MOE はコンサルタントの助言のもと、地方自治体に対する支援のあり方（例：制度的な仕組みとされた会合の開催など）についての基本方針を策定する。
- 6-2. MOE はコンサルタントの協力のもと地方自治体との廃棄物管理や 3R 促進に係る会合を開催する。
- 6-3. MOE はコンサルタントと地方自治体の協力のもと、民間リサイクル産業界との情報交換会合を開催する。
- 6-4. MOE はコンサルタントと協働で、地方自治体向けのプロジェクト・ニュースレターを定期発行し広報を行い、また、インターネットでも公開する。

(5) 業務対象都市

ティラナ市 (Tirana Municipality)

また、以下のサイトでパイロットプロジェクト実施を計画。(後述の留意事項参照)

Lezhe Municipality、Bushat Commune

(6) 相手国関係機関

ア カウンターパート (以下、C/P)

MOE の環境政策総局・環境保護総局・廃棄物管理課等

イ 関係機関

MTI (運輸・建設省)

(各自治体の廃棄物排出量の統計データの収集と取り纏めおよび、
最終処分場等のインフラの施設整備・建設・投資の計画、実施等を管轄する省)
Tirana Municipality、Lezhe Municipality、Bushat Commune の役所の廃棄物管理
担当部署 (特に本プロジェクトパイロットプロジェクトの計画、実施、モニタリング
等において関係)

(7) 受益者

直接受益者:

MOE の環境政策総局・環境保護総局・廃棄物管理課等の職員

各自治体 (Tirana Municipality、Lezhe Municipality、Bushat Commune) の
廃棄物管理担当の職員

間接受益者:

各パイロットプロジェクトサイトの市民

3 業務の目的

本業務は、C/P が上述の成果 1 から 6 を達成するために必要な活動の実施を支援することにより、C/P の課題対処能力向上を支援するものである。

4 業務の範囲

本業務でコンサルタントは、本プロジェクトの R/D に基づき「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト・デザイン・マトリックス (以下、PDM) 及び活動計画 (以下、PO) を基本としたアルバニア側との共同運営

プロジェクトの運営においては、PDM 及び PO に沿ったアルバニア側 MOE との共同作業を基本とする。PDM において、一部の指標については、プロジェクト開始後に実施する現状分析に基づき、MOE と協議の上で設定することとする。またプロジェクト活動中に変更の必要が生じた際には、JICA、C/P との協議によって改訂することとし、コンサルタントはその改訂に協力する。

キャパシティ・ディベロップメント (以下、CD) を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト

の活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これらの提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(2) 「3R 指針」について

アルバニア政府は、国家廃棄物戦略、廃棄物管理計画を策定しており、同戦略・計画の下、各自治体それぞれが行動計画を定めることが求められている。しかし、これら各地方自治体が策定を進める行動計画には、3R のコンセプトや 3R を実施していくための方法論が具体的には組み込まれておらず、また、中央政府（特に MOE）が地方自治体へ対し指導すべき統一された指針や指導文書等の策定もなされていない状況にある。

本プロジェクトで策定されることになる「3R 指針」とは、全国の地方自治体がそれぞれの行動計画に「3R」を導入していく為に使用するガイドラインとしての位置付けとなる。

具体的な内容としては、我が国の環境省が策定している「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」¹や経済産業省が策定している「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」²等に相当するものを想定しているが、コンサルタントは MOE とプロジェクト開始段階から十分に協議を行い、策定する「3R 指針」の内容については双方で意思の統一がなされるよう留意すること。

(3) 「全国地方自治体の廃棄物管理の現状及び 3R 導入に向けた基本方針をまとめた報告書」について

成果 1 に係る活動 1-4 において、MOE が作成を行う、「全国地方自治体の廃棄物管理の現状及び 3R 導入に向けた基本方針をまとめた報告書」とは、アルバニアが国として、3R を導入するための、重点課題、重点地域、タイムスケジュール、数値目標などを設定した実行計画と、その計画の達成度の評価方法を取り纏めたものとなる。

具体的には、我が国の「循環型社会形成基本計画」³の 3R に関する部分に相当するものを想定しているが、上述の「3R 指針」と同様に、コンサルタントは同報告書の作成の支援にあたって、MOE と十分に協議を行い、内容について双方で意思の統一がなされるよう留意すること。

(4) 環境省と他の中央政府機関および地方自治体との関係の強化

本プロジェクトでは、前述の活動を行い「3R 導入」という MOE の国家廃棄物戦略の方向性を支援するとともに、MOE の地方自治体に対する政策指導能力及び 3R 促進能力の向上を

¹ http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/gl-mcs.pdf

² http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/guide_recycle/index.html

³ <http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

支援することを目的としている。

「3R 指針」の策定やパイロットプロジェクトの実施に際しては、プロジェクト開始初期の段階から、関連する他の中央政府機関（内務省や運輸・建設省）および実際に廃棄物管理の実施主体となる地方自治体等を巻き込んでいくことが重要であるが、これまでの調査等を通じ、MOE のこれら関連機関への働きかけや情報共有は限定的であり、つながりも脆弱であることが分かっている。

コンサルタントは、こうした状況を考慮し、MOE が中心となって他の関連機関を巻き込む実施体制を構築していくことを念頭においた、業務計画の作成と実施に留意する。

また、各種調査やパイロットプロジェクトの実施、「3R 指針」等の策定にあたっては、常に MOE との協働作業を進めて行くこととし、MOE が主体的にプロジェクトの運営・管理に関わるよう十分に留意すること。

(5) 他の援助機関との調整

アルバニアでは、スイスの援助機関である、SDC-DI dp が内務省を主要カウンターパートとして地方自治体への行政指導に係るマニュアル策定の着手を通じ、アルバニアの廃棄物管理法制度枠組み実施支援を進めているなど、廃棄物管理セクターについて、EU 諸国を中心にいくつかの支援が計画・実施されている⁴。

本プロジェクト実施に際しては、MOE が他の廃棄物管理分野の活動を実施している援助機関や関連省庁にも働きかけ、他の取り組みと本プロジェクトの活動内容やサイトに重複が生じないための調整を行う事となっているが、コンサルタントはその調整をサポートし、開始直後の早期の段階に、MOE と協働で、他の援助機関の事業内容の詳細を確認（対象地域、詳細活動、スケジュール、成果品文書の種類、等）するとともに、本事業の取り組みの詳細について各機関へ情報提供し、各々の事業が効果的に実施できるよう留意すること。

(6) パイロットプロジェクトの計画および実施

本プロジェクトでは、「3R 指針」の内容の具体化、適正化を目的として、策定した「3R 指針」に沿い、規模の異なる 3 つの地域でそれぞれ異なる種類のパイロットプロジェクトを実施し、その結果の検証、評価及び、「3R 指針」へフィードバックを行う。

これまで実施してきた詳細計画策定調査および先方との協議において、パイロットプロジェクトは規模の異なる 3 地域を対象とし、当該地域で実施する方針を確認済みであるが、プロジェクト開始までの時間経過等に伴う先方の状況の変化も考慮し、プロジェクト開始後にも改めて MOE と協議を行い、変更の必要が認められる場合には JICA と協議し、必要な検討を行うこと。

パイロットプロジェクトの実施に当たっては、MOE の担当者が各パイロットプロジェクト

⁴ その他の主なドナーによる協力：①EU による法制度の整備支援（国家環境戦略、国家廃棄物管理計画及び戦略、廃棄物管理法等）、②ドイツ復興金融公庫（KfW）による廃棄物衛生埋立処理場建設に係る事業・調査の支援、③国際金融公庫（IFC）によるティラナ市を対象とした、民間リサイクル製品製造会社への運営指導、市自治体と民間の連携促進、有価廃棄物分別・民間への販売を行う貧困層・小規模ビジネスグループの組織化支援等

の計画立案、実施、モニタリング、結果の検証の一連の業務に参画することを促すことが重要である。それぞれのパイロットプロジェクトの内容は、詳細計画策定調査および現在までの協議結果を踏まえて、①住民意識啓発、②発生源分別、③参加型・総合的廃棄物管理⁵の導入となっているが、先ず、対象地域の廃棄物管理状況を詳細に調査し現状を把握した上で、各パイロットプロジェクトの取り組みの詳細については、MOE や各対象自治体のキャパシティを考慮の上で、結果の具体的な検証及び評価ができる規模・内容となるよう留意し、MOE や対象自治体とも協議の上で決定すること。なお、各パイロットプロジェクトの内容は、プロジェクト前半の調査およびアルバニア側との協議結果を受けて確定することとなる。これらパイロットプロジェクトに係る費用の総予算については、現時点では1千5百万円として本見積りに含めること。

(7) 域内で実施されている他の案件との協力の可能性の検討

JICA は 2011 年より、アルバニアの隣国のコソボにおいて、「循環型社会に向けた廃棄物管理能力向上のプロジェクト」を実施している。本案件はコソボの環境空間計画省、プリズレン市公共サービス局、プリズレン廃棄物管理公社、対象地域の市民など、環境と廃棄物管理に従事する官民が関わり、循環型社会を目指した取り組みを実施する事業であり、省行政官の能力向上、地方自治体と協働するパイロットプロジェクトの実施という点で、本事業と類似性がある案件である。また、コソボとアルバニアは社会文化的特性も近く、地方自治体との連携の進め方、普及への取り組み等について実績を参考にすることができる。

例えば、コソボおよびアルバニアのプロジェクトの GP および関係者、それぞれ10名程度がお互いの取り組みや経験を共有するといったものを想定しているが、コンサルタントはこの先行するコソボでの案件との協力の可能性についても検討し、適宜プロポーザルにおいて提案すること。実施の意義が高いと判断されるものの提案を受けた場合については、契約変更手続きの後、実施していくこととする。本提案を行う場合には、費用については別見積とすること。

(8) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を我が国・アルバニア両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクトホームページ作成のための継続的な原稿作成と送付、JICA ホームページへの投稿、アルバニア側によるニュースレターの発行支援など、効果的な広報に努める。上記業務についてはプロポーザルにおいて具体的な内容を提案する。

6 業務の内容

以下に JICA が想定する業務の流れを記載するが、コンサルタントは、国内作業及び現地作

⁵アルバニアの特に都市部において市民、及び民間セクター（リサイクル会社等）、あるいは零細ビジネスグループが、有価物回収、再利用、再資源化等のプロセスで重要な役割を担っていることを確認されていることから、彼らも参加者に加えた、例えば品目別回収といった取り組み内容を想定。

業について、より効果的、効率的な作業工程・方法を考案し、プロポーザルにて提案すること。

(1) ワーク・プランの作成・協議

コンサルタントは契約締結後 1 か月以内に日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法（CD 支援の手法を含む）、項目と内容、実施体制、ならびにスケジュール等を予備的に検討し、JICA 地球環境部の承認後、ワーク・プランとしてとりまとめる。また、G/P に対し、ワーク・プランを説明・協議し、その内容について合意を得る。

(2) 合同調整委員会 (JCC) の設置及び定期開催支援

G/P 及び関係省庁・機関によって構成される JCC が機能するようにこれら委員会の運営、管理に係る支援を行う。これら委員会では、ワーク・プラン、業務進捗報告書、プロジェクト完了報告書等の承認、必要に応じて PDM、PO の改訂、アルバニア側、日本側の合意形成・調整を行う。開催頻度は通常一年に一度程度とするが、必要に応じてそれ以外にも開催可能とする。

(3) 全国地方自治体の廃棄物管理の現状に関する情報収集と分析

アルバニア政府及び全国の自治体において以下の項目について MOE と協働で調査を実施し、課題を抽出しレポートにまとめる。

- 1) アルバニア政府の廃棄物管理に係る政策、方針
- 2) 地方自治体の廃棄物管理に関する組織体制（中央政府との役割の整理を含む）
- 3) 地方自治体の経済・財務分析
- 4) 地方自治体における廃棄物管理の現状分析（廃棄物重量・組成、収集・運搬、処分状況等）
- 5) 上記 1) ～ 4) を基に課題（特に 3R 導入に向けたものに焦点をあてる）の抽出

(4) 参加型ワークショップの開催

MOE と協働で、全国地方自治体を対象とした廃棄物管理に関する参加型ワークショップを開催し、自治体当局者の 3R 導入に向けた意見、問題意識を把握する。現時点では、各自治体から廃棄物管理担当者および廃棄物管理事業従事者数名ずつの参加を見込んだ最大 100 名程度規模のものを想定している。

(5) PDM の設定

現時点での PDM 案を基に MOE と協議し、合意を得る。その際、上記 (1)、(2) で行った調査やワークショップに基づき、指標を設定する。

(6) 3R 導入に向けた基本方針の取り纏めとセミナーの実施

上記(1)および(2)の結果を踏まえ、MOE と 3R 導入に向けた基本方針の検討を行い、全国の廃棄物管理の現状と同基本方針をまとめた報告書の作成の支援を行う。

また、作成した報告書の内容を公表するためのセミナー（規模は上述の参加型ワークショップと同程度を想定）の実施し、併せて報告書やセミナーについてインターネット上での公開を行う。

(7) 「3R 指針」(案) の作成と公開

(3) で作成した報告書および、実施した参加型ワークショップやセミナーの結果を踏まえ、地方自治体の廃棄物管理への 3R 導入のための「3R 指針」(案) の作成の指導を行う。なお、当指針は、アルバニアの現状を踏まえた、実現可能なものとなるように留意すること。

作成した「3R 指針」(案) については、インターネット上やセミナー等で公開し、また、地方自治体やリサイクル事業者等を対象とした説明会を実施し、広く意見を求め、適宜意見の反映、改定を行う。

(8) パイロットプロジェクトの計画

MOE の協力の下、各対象自治体 (Bushat Commune、Lezhe Municipality、Tirana Municipality) と協働し、各自治体における、ベースライン (ごみ発生量、質、最終処分量、住民意識など) を把握 (または推計) するとともに、パイロットプロジェクトの計画・設計を行う。

現時点で想定している各自治体とパイロットプロジェクトのテーマの関係は以下の表の通り。

なお、ベースラインの把握 (推計) はパイロットプロジェクト実施対象の自治体についてのみ行うこととし、実施にあたっては、必要に応じ現地再委託の活用も認めることとする。また、必要な費用については、本見積に含めること。

自治体	パイロットプロジェクトのテーマ
Bushat Commune (小規模自治体)	住民意識啓発
Lezhe Municipality (中規模自治体)	発生源分別
Tirana Municipality (大規模自治体)	参加型・総合的廃棄物管理の導入

(9) 地方自治体への支援の方針の検討について

MOE が策定した「3R 指針」に沿って、各地方自治体が 3R の導入を行っていくために MOE が地方自治体および民間リサイクル業者等に対して実施していくべき支援の基本方針 (例えば、地方自治体および民間業者との会合開催の制度化等) について検討を行い、MOE が同方針案を纏めるのを支援する。また、検討された方針に沿って、実施されることになる、地方自治体および民間リサイクル業者等との会合などの取

り組みの支援を行う。

さらに、各地方自治体向けに定期的に発信するプロジェクトのニュースレターの作成の支援を行う。内容、製作数などは、MOE と協議して決めることとする。

(10) パイロットプロジェクトの実施

(8) で計画した各パイロットプロジェクトについて、実施およびモニタリング、評価を行う。実施中は定期的に MOE、対象自治体、関連中央政府等との会合を行い、関係者間で進捗や課題の共有、レポートの取り纏めを行うこととする。

(11) パイロットプロジェクトの実施と結果の取り纏め、「3R 指針」(案) へのフィードバック

各パイロットプロジェクトの実施を通じて得られた結果とその分析結果をレポートに取り纏め、MOE と協働で開催するセミナー等を通じて、各自治体関係者や関係省庁に共有する。とともに、(5) において策定した「3R 指針」(案) へのフィードバックを行う。

(12) 「3R 指針」(案) の修正・最終化

上述のパイロットプロジェクトの結果の取り纏め、その結果のフィードバックを基に、「3R 指針」(案) を修正・最終化の支援を行う。また、地方自治体や他の関係する中央政府機関へ最終化された「3R 指針」(案) の配布を行うとともに、HP 上およびニュースレターやセミナー(各自治体から廃棄物管理担当者および廃棄物管理事業従事者数名ずつの参加を見込んだ最大 100 名程度の規模を想定) を通じての成果の公開を支援する。

(13) 地方自治体への基本方針の策定支援

最終化された 3R 指針に基づいた、MOE から各地方自治体に対する支援の基本方針の策定を支援する。

【業務進捗報告書(またはプロジェクト業務完了報告書)の作成とワーク・プランの改訂】

各年次の現地調査終了時に、業務進捗報告書(最終年次はプロジェクト業務完了報告書)を作成し、G/P への説明及び内容に関する協議を実施する。また、この協議結果を踏まえて、当該報告書を修正し、各年次 5 月頃(プロジェクト業務完了報告書は契約終了時)に JICA へ提出すること。また、上記(1)で作成したワーク・プランについて、業務の進捗状況や先方実施体制等の変化を踏まえ、適宜内容の見直しと改訂を行い、業務進捗報告書と併せて JICA に提出を行うこと。

【G/P の本邦研修】

プロジェクト実施期間中に 3 回の本邦研修の実施を想定している。コンサルタントは具体的

な内容をプロポーザルにて提案すること。研修科目については、地方自治体における総合的廃棄物管理の実施に関連したものを想定しているが、行政的側面と技術的側面（一般廃棄物に限定）がバランスよく配置されるよう、配慮すること。また、受入に係る要望調査票及び要請書（アプリケーションフォーム）の取り付け支援、本邦研修のカリキュラム案作成、講師や視察先への打診等、本邦研修実施の準備を JICA と協力の下で進めて行くこととする。

以下、プロポーザル内で提案する際の留意事項である。なお、本邦研修に係る経費は本見積もりに含めることとする。

（留意事項）

- ア 研修内容、時期、期間、実施機関等をプロポーザルで提案する。各年の研修内容及び時期については PO 上と整合性を確認の上、提案する。
- イ 研修先、研修内容及び研修参加者は、MOE およびパイロットプロジェクト実施自治体の関係者から、G/P、JICA 地球環境部及び JICA バルカン事務所と相談の上、最終決定する。研修実施に係る経費については「コンサルタント等契約における研修員受入事業ガイドライン（2014年4月版）」に従う。ただし、同マニュアルに基づき「研修カリキュラム作成、教材作成（コンサルタントの専門知識が必要とされる業務）に係る人件費」については国内作業として業務量（MM）への積み上げを行う。
- ウ 研修参加人数は毎回 3～5 名を想定している。
- エ 研修期間は毎回 1～2 週間を想定している。

【中間レビュー、終了時評価調査】

プロジェクトの中間レビュー及び終了時評価はそれぞれプロジェクトの開始18か月後およびプロジェクト終了の6ヶ月前頃を目途に JICA が実施する予定である。コンサルタントは同レビューおよび調査が行われる場合には、必要なデータの取りまとめ、資料の提供、視察先への協力依頼等に協力すること。

7 成果品等

（1）報告書・技術協力成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書・技術協力成果品等は以下のとおり。

<報告書>

レポート名	提出時期	部数など
業務計画書	契約締結後 10 日以内	和文 5 部
ワーク・プラン	2014 年 6 月	英文、アルバニア語 各 5 部
業務進捗報告書 1	2015 年 5 月頃	英文、アルバニア語 各 5 部 CD-ROM 各 1 枚

業務進捗報告書 2	2016年5月頃	英文、アルバニア語 各5部 CD-ROM各1枚
プロジェクト事業完了報告書	契約終了時	和文、英文、アルバ ニア語各5部 CD-ROM各1枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（GD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（平成22年3月）」を参照する。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

1) ワーク・プラン

コンサルタントは、既存資料（事前調査資料等）を整理分析し、ワーク・プランを作成し、現地作業開始時にMOE及びその他関係機関へ説明し、内容に関する協議を行う。

ワーク・プランの記載項目（案）

- ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- イ) プロジェクト実施の基本方針
- ウ) プロジェクト実施の具体的方法
- エ) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- オ) PDM、PO
- カ) 業務フローチャート
- キ) 詳細活動計画（WBS/Work Breakdown Structure等の活用）
- ク) 要員計画
- ケ) その他必要事項

2) 業務進捗報告書

コンサルタントは、各年毎に業務進捗報告書を作成し、MOE、その他関係機関、JCCと内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえ報告書を修正し、MOE及びその他関係機関の承認を得た後、毎年5月頃にJICA地球環境部に提出することとする。本報告書は、コンサルタントの活動記録・成果のみではなく、MOEや関係機関の能力向上の進捗状況、課題、パイロットプロジェクトの計画および進捗状況等、プロジェクトに関連するあらゆることを記載することとする。本報告書を作成する事で、プロジェクト工程管理を明確にし、抽出された活動上の問題点、成果、教訓をその後の活動に反映させる。項目案については3) プロジェクト事業完了報告書を参照。

3) プロジェクト事業完了報告書

コンサルタントは、プロジェクト終了 1.5 ヶ月前までにプロジェクト事業完了報告書（案）を作成し MOE、その他関係機関、JCC への説明・協議を実施する。この協議結果を踏まえプロジェクト事業完了報告書（案）を修正のうえ、JICA が開催する会議で同報告書に基づき最終報告を実施し、その内容について JICA の合意を得た上でプロジェクト事業完了報告書として最終化を行い提出する。

業務進捗報告書／プロジェクト事業完了報告書 項目(案)

- ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- エ) プロジェクト目標の達成度（中間評価・終了時評価結果の概要等）
- オ) 上位目標の達成に向けての提言
- カ) 次期活動計画（業務進捗報告書のみ）

添付資料

- ①PDM、PO（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画（WBS／Work Breakdown Structure 等の活用）
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥JCC 議事録等
- ⑦その他活動実績（ニュースレター等）

<技術協力成果品>

コンサルタントが直接、もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する以下の資料の英語版を JICA に提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次の業務進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書に添付して提出する。

- 1) 「3R 指針」(案) (初案、改訂版)
- 2) 全国地方自治体の廃棄物管理の現状に関する情報収集と分析の結果
- 3) 3R 導入に向けた基本方針を取り纏めた報告書
- 4) 地方自治体に対する支援の在り方に関する基本方針を取り纏めた報告書

(2) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。必要に応じ図や表を活用する。英文についてはネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記する。
- 2) 各報告書のアルバニア側への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

- 3) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載する。
- 4) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(3) 現地再委託調査の成果品

現地再委託にて実施した業務結果については、業務完了報告書提出時に現地委託業務報告書を提出する。

第3 業務実施上の条件

1 業務工程

(1) 業務実施期間

2014年6月に開始し、36ヶ月後の終了を目処とする。

2 業務量の目途および業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

全体：約45M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を基本とするが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、上記の業務量を超えない範囲において、担当業務の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともに適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することを可とする。

1) 総括/総合的廃棄物管理(2号)

2) 3R 政策推進・実施促進(3号)

(3R導入への課題の整理、分析、3R指針の作成指導等、3R導入に係る活動全般を担当)

3) 住民啓発/環境教育

(パイロットプロジェクト等における、住民啓発および環境教育に関する計画・実施・モニタリング等を担当)

4) 運営管理/制度的措置

(地方自治体への支援の方針の検討や、関係強化に関する取り組みを担当)

5) 参加型アプローチ

(参加型ワークショップの計画・開催、パイロットプロジェクト等における、住民や民間業者の参加に関する計画・実施・モニタリング等を担当)

3 相手国側の便宜供与

アルバニア政府はR/D(2014年1月31日署名)に基づきコンサルタント用執務スペースを提供予定。

4 配布資料

- ・ 先方政府との合意文書(M/M、R/D)
- ・ マケドニア国・アルバニア国廃棄物管理状況情報収集・確認調査報告書
- ・ アルバニア国廃棄物量削減・3R促進支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・ Albanian national waste strategy
- ・ National waste management plan (I)、(II)

5 現地再委託

本プロジェクトで行われる業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、可能な限り現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこととする。

6 輸出管理

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。その際、本契約において調達する携行機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令および輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証および証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行なうものとする。

7 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、外務省やJICA等のホームページを通じ、効率的かつ適切に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICAバルカン事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

8 複数年度契約

本業務においては、年度をまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施できることとする。経費の支出については、各年次の業務進捗報告書の提出をもって、部分払いができることとする。

9 緑の未来協力隊

本案件の専門家は、日本国政府の施策「緑の未来協力隊」(*)のひとつとして位置づけられます。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様ですが、「緑の未来協力隊」への趣旨をご理解いただいたうえで、本件公示（または公募）に応募いただき、緑の未来協力隊ホームページへの活動記録の公表等、広報活動への協力をお願いいたします。（右ご協力の有無による契約金額等の変動はありません。）

なお、専門家には緑の未来協力隊ハンドブック（隊員証を含む）とバッジをお渡しする予

定です。

※緑の未来協力隊：日本政府は、平成24年6月の国連持続可能な開発会議（リオ+20）での玄葉大臣の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアティブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、今後3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。

以 上